

第3号様式（第3条関係）

特 別 観 覧 承 認 書

美第 号
年 月 日

殿

山梨県立美術館長 印

次のとおり特別観覧を承認します。

美術品等の名称	点数	作 者 名	備 考		
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
目 的					
方 法	模 写・模 造・撮 影・その他（ ）				
料 金	模 写・模 造	点	円	計 円	
	撮 影	モノク ローム	点		円
		カラー	点		円
	そ の 他	点	円		円
注 意 事 項	次の附則の条件1～12までを厳守してください。				

附則 条件

1. 撮影に当たっては当館職員の立会いのもとに行なってください。
2. 撮影に当たっては当該所蔵品に損傷を与えぬよう十分に注意してください。万一損傷が生じた場合には申請者の責任によりすべてを復元・補修していただきます。なお撮影に要する一切の費用は申請者が負担してください。
3. 複製または貸与した原版・焼付けの複製とその使用を禁じます。
4. 貸与した原版・焼付けは損傷のないよう、取り扱いには十分ご注意ください。万一損傷が生じた場合には申請者の責任により補償していただきます。なお貸与した原版・焼付けは貸与一ヶ月以内に当館に返納してください。
5. 当該所蔵品を図版として掲載する刊行物について詳細を次に記入してください。

刊行物名称		発行者名		発行年月日	
発行部数		価格		掲載頁	

6. 刊行物の当該所蔵品の図版には山梨県立美術館の所蔵である旨を明記してください。テレビ・ラジオ・インターネット上等に使用する場合もこれに準じてください。
7. 当該所蔵品の図版の最終校正（色・文字情報）は当館が行います。
8. 当該所蔵品の図版をトリミングすることはおやめください（ただし作品の額は入れないでください）。また図版の上に文字がかからないようにしてください。
9. 当該所蔵品掲載刊行物を発行日から一ヶ月以内に見本として 1 部以上当館に納入してください。
10. 当該所蔵品掲載刊行物の増刷・再版等の場合には改めて当館の承諾を得てください。
11. 申請者の利用目的が著作権に関わり、かつ当該所蔵品が著作権の保護期間内である場合には著作権者に利用の承諾を得てください。また著作権者の利用許諾書のコピーを 1 通当館に送ってください。
12. 特別観覧料は前納を原則とします（山梨県立美術館設置及び管理条例第 11 条及び別表第 2）。

特別観覧料			料金	
区分				
模写・模造等			1 点 1 日 につき	820 円
撮影（貸し出し その他を含む）	モノクローム	学術研究を目的とする 場合	1 点 1 回 につき	220 円
		出版等の収入を伴う 場合	1 点 1 回 につき	3,520 円
	カラー	学術研究を目的とする 場合	1 点 1 回 につき	490 円
		出版等の収入を伴う 場合	1 点 1 回 につき	7,090 円